

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療措置協定締結等関係事務取扱要領

令和6年3月6日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第36条の3第1項の規定に基づく静岡県(以下「県」という。)と医療機関との医療措置協定(以下「協定」という。)の締結及び法第38条第2項の規定に基づく感染症指定医療機関の指定に関して、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において「新興感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- (1) 法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 法第6条第8項に規定する指定感染症
- (3) 法第6条第9項に規定する新感染症

2 この要領において「医療機関」とは、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和32年厚生省令第13号。以下「保険医療省令」という。)第3条第1項の規定に基づく指定を受けた病院、診療所、薬局及び健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者で、県内に所在するものをいう。

3 この要領において「協定指定医療機関」とは、法第6条第16項に規定する第一種協定指定医療機関及び法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関をいう。

4 この要領において「医療協定等措置」とは、新興感染症に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、医療機関が実施する法第36条の2第1項各号に掲げる措置であって、新興感染症の発生後の当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置をいう。

5 この要領において「流行初期医療確保措置」とは、協定指定医療機関が法第36条の2第1項第1号又は第2号の医療協定等措置を講じたと認められる場合に、当該措置実施日の属する月における診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額が、新興感染症に係る発生等の公表前の月の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った費用について、当該医療機関に支給する措置をいう。

第2章 協定締結手続

(協定の当事者)

第3条 協定は、静岡県知事（以下「知事」という。）並びに医療機関の開設者及び管理者がそれぞれ記名の上、締結する。ただし、押印は不要とする。

(協定締結医療機関の要件)

第4条 協定を締結する医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）の要件は、別表1のとおりとする。

(協定締結に係る協議)

第5条 法第36条の3第1項の規定に基づく協議は、県から医療機関に対して電磁的方法等により依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた医療機関は、確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）に協定締結に係る合意の可否及び必要事項を記載の上、電磁的方法等により県に提出するものとする。

3 県は、当該医療機関が協定締結に合意する場合は、次の各号に掲げる事項について精査し、必要がある場合は医療機関に記載内容を照会するものとする。

(1) 医療協定等措置のうち、いずれか一つ以上を実施すること。

(2) 第4条の要件を満たしていること。

4 第2項の確認書により医療機関が協定締結に合意できない意思を示した場合は、当該医療機関は法第36条の3第2項の協議に応じたものとする。

(流行初期医療確保措置の対象となる協定の協議)

第6条 流行初期医療確保措置に係る基準は別表2のとおりとする。

2 県は、前条の協議に併せて、確認書により流行初期医療確保措置の対象となる協定締結に係る当該医療機関の合意の可否を確認するものとする。

3 県は、当該医療機関が流行初期医療確保措置の対象となる協定締結に合意する場合は、別表2の基準の適合について確認書及びその関係資料を精査し、必要がある場合は医療機関に記載内容を照会するものとする。

(協定の締結)

第7条 県は、第5条の協議（流行初期医療確保措置の対象となる協定を併せて締結する場合は第6条の協議を含む。）により医療機関との間で協定内容について合意に至った場合は、当該医療機関と医療措置協定書（様式第2号。以下「協定書」という。）により協定を締結し、電磁的方法等により協定書を送付するものとする。

2 県及び協定書の送付を受けた医療機関は、協定の締結を証するため、協定書を適切に保有するものとする。

(協定の公表)

第8条 県は、法第36条の3第5項の規定に基づき、協定の内容を県ホームページにおいて公表するものとする。

2 県は、第9条及び第10条の規定により協定内容の変更等があった場合は、県ホームページの公表内容を更新するものとする。

(協定内容の変更)

第9条 協定締結医療機関は、協定の内容に変更が生じた場合は協定変更申出書(様式第3号)により、県に協定内容の変更を申し出るものとする。

2 県は、前項の規定により協定内容の変更の申出を受けた場合は、内容を確認の上、県と当該医療機関との協定を変更するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 協定締結医療機関が保険医療省令又は健康保険法に基づき廃止に係る届出を提出したこと、指定の辞退に係る申出をしたこと又は指定の取消しを受けたことを県が把握したときは、当該廃止日、辞退日又は取消日を協定の有効期間の満了日とする。

第3章 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の義務等

(公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院に対する通知)

第11条 県は、医療機関との間で協定内容の合意に至った場合で、かつ当該医療機関が、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの(以下「公的医療機関等」という。)並びに地域医療支援病院及び特定機能病院である場合は、医療協定等措置のうち当該医療機関が実施すべきもの等について通知を行うものとする。ただし、当該公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の機能・役割や所在する地域における医療提供体制を考慮し、通知をしない場合がある。

第4章 協定指定医療機関の指定手続等

(協定指定医療機関の指定)

第12条 協定指定医療機関の指定に必要な開設者の同意は、第5条の規定により提出される確認書により確認するものとする。

2 協定指定医療機関の指定に係る基準は別表3のとおりとし、県は、当該基準の適合について確認するものとする。

- 3 県は、第1項の開設者の同意があり、かつ前項の指定の基準を満たしていると認められる医療機関について、新興感染症の所見があるものを入院させ、必要な医療を提供する医療機関を第一種協定指定医療機関に、法第44条の3の2第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関を第二種協定指定医療機関に指定するものとする。
- 4 県は、前項の規定により協定指定医療機関を指定した場合は、当該医療機関の開設者に対して、協定指定医療機関指定書（様式第4号）を電磁的方法等により通知するものとする。

（指定の辞退）

- 第13条 協定指定医療機関は、法第38条第10項の規定に基づき指定の辞退を届け出る場合は、協定指定医療機関指定辞退届（様式第5号。以下「辞退届」という。）によるものとする。
- 2 県は、前項の辞退届が提出された場合は、協定指定医療機関の指定を解除するものとし、協定指定医療機関の指定解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。
 - 3 前項の規定により協定指定医療機関の指定を解除された医療機関は、第9条の規定に基づく協定内容の変更手続を併せて行うものとする。
 - 4 第10条の規定により協定の有効期間が満了となった医療機関に係る協定指定医療機関の指定については、第1項の届出があったものとみなす。

（協定指定医療機関の指定の取消し）

- 第14条 県は、法第38条第11項の規定により協定指定医療機関の指定を取り消す場合は、当該医療機関の開設者に対して、協定指定医療機関指定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

- 第15条 この要領に定めるもののほか、協定の締結等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年3月6日から施行する。
- 2 この要領に定める事務手続は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定により、改正法の施行日前に行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた手続は、施行日において法第36条の3第1項の規定により行われたものとみなす。

別表 1 (第 4 条関係)

協定締結医療機関の要件

医療協定等措置の区分	内容 (※)
<p>病床の確保 (法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確保している病床において、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能で、県からの要請後速やかに (2 週間以内を目途に) 即応病床化すること。 ・関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策 (ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等) を適切に実施し、入院医療を行うこと。
<p>発熱外来 (法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱患者等専用の診察室 (時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。) を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を有すること。 ・関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内感染対策 (ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等) を適切に実施し、発熱外来を行うこと。
<p>自宅療養者等への医療の提供及び健康観察 (法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、薬局、訪問看護事業所は、必要に応じ各関係機関と連携しながら、外来診療、往診、電話・オンライン診療、訪問看護又は医薬品対応等を行うこと。 ・自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切に引き継ぐこと。 ・関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策 (ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等) を適切に実施し、医療の提供を行うこと。
<p>後方支援 (法第 36 条の 2 第 1 項第 4 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常医療の確保のため、特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。 ・県医師会、県病院協会等と連携した上で、感染症患者以外の受入を進めること。
<p>医療人材派遣 (法第 36 条の 2 第 1 項第 5 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自医療機関の医療従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高めること。

(※) 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について (令和 5 年 3 月 31 日付け 医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)」で示された 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制に求められる医療機能に基づく

別表 2 (第 6 条関係)

流行初期医療確保措置の基準

医療協定等措置の区分	内容 (※)
<p>病床の確保 (法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症発生の公表後、知事の要請後原則 7 日以内に措置を実施すること。 ・ 流行初期から、入院措置を実施するために確保する病床数が 10 床以上であること。 ・ 後方支援を行う医療機関との連携を行うなど、入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築していること。
<p>発熱外来 (法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症発生の公表後、知事の要請後原則 7 日以内に措置を実施すること。 ・ 流行初期から、発熱外来の開設時において 1 日当たり 20 人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うために必要な体制を構築していること。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生労働省令第 99 号)第 19 条の 7 に基づく

別表3（第12条関係）

協定指定医療機関の指定基準

指定区分	内容（※）	
<p>第一種協定指定医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知（法第36条の2第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）又は協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。 	
<p>第二種協定指定医療機関</p>	<p>法第36条の2第1項第2号に掲げる措置を実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。
	<p>病院又は診療所であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療（以下「外出自粛対象者に対する医療」という。）を提供する体制が整っていると認められること。
	<p>薬局であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること。
	<p>指定訪問看護事業者であって、法第36条の2第1項第3号に掲げる措置を実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

（※）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号）」第3から第4の4

様式第1号（日本産業規格A4縦型）（第5条関係）

感染症法に基づく医療措置協定の締結等に係る確認書

提出日	(西暦)		年		月		日
-----	------	--	---	--	---	--	---

静岡県知事 様

感染症法に基づく医療措置協定の締結等について、以下のとおり確認したので、提出します。

医療機関・法人 の情報

- 協定の締結は、「(2)開設者」、「(3)管理者」の連名で、締結します。

(1) 医療機関

医療機関：名称	
医療機関：所在地	
保険医療機関番号	
G-MISのID	

(2) 開設者（法人の場合は、法人名及び代表者）

開設者：名称	
開設者：主たる事務所の所在地	
代表者：職名	
代表者：氏名	

(3) 管理者

管理者：職名	
管理者：氏名	

(4) 担当者

担当者：所属名					
担当者：職名					
担当者：氏名					
電話番号		-		-	
メールアドレス	法人/医療機関				
	担当者				

1 「医療措置協定」の締結の合意

留意事項	● 協定の締結の合意について確認します。
	● 新興感染症の発生時には、改めて、実際に診療が可能かどうか、診療が可能な患者の範囲、発熱患者の診療が可能な日時等を確認します。 ● 新型コロナと同程度対応を想定して、現時点での体制の中で検討をお願いします。

協定の締結に	各様式の記入箇所
	《選択の結果で、記入箇所が変わります》

2 医療措置協定の締結の項目

留意事項	● 協定の締結に『合意する』場合、締結する項目を記入します。
	● 「流行初期」は新興感染症に係る発生等の公表が行われてから3か月程度、「流行初期以降」は、流行初期の期間経過後から3か月程度を想定しています。 ただし、実際の新興感染症発生時には、ワクチンの接種開始時期や検査キットの販売時期等により期間等は変動することを想定しています。
	● 「①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察」の項目を締結する場合は、併せて、「3 協定指定医療機関の指定の同意」もお願いします。
	● 締結する項目について、締結内容の詳細を『医療措置協定書（医療措置等の内容）』に記入してください

協定締結項目	締結する項目に「○」		備考
	流行初期	流行初期以降	
① 病床の確保			●協定指定医療機関⇒第一種
② 発熱外来の実施			●協定指定医療機関⇒第二種
③ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	—		●協定指定医療機関⇒第二種 ●「自宅療養者等への医療の提供」のみ締結し、健康観察は締結しない場合も、「○」を選択
④ 後方支援			—
⑤ 医療人材派遣	—		—
⑥ 個人防護具の備蓄			●①～⑤のいずれかの協定を締結する場合のみ、記入

○医療措置協定の要件の確認

確認した場合「○」を選択	要件
	<p>以下の要件を全て満たしている</p>
	<p>●病床の確保 病院のみ</p> <p>確保している病床において、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能で、県からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応病床化すること。</p>
	<p>●発熱外来の実施 病院・診療所のみ</p> <p>発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知し、又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を有すること。</p>
	<p>●自宅療養者等への医療の提供及び健康観察</p> <p>病院、診療所、薬局、訪問看護事業所は、必要に応じ各関係機関と連携しながら、外来診療、往診、電話・オンライン診療、訪問看護又は医薬品対応等を行うこと。</p> <p>自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切に引き継ぐこと。</p>
	<p>●病床の確保●発熱外来の実施●自宅療養者等への医療の提供及び健康観察【共通】</p> <p>関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、院内等の感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療措置（入院医療、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察）を行うこと。</p>
	<p>●後方支援 病院のみ</p> <p>通常医療の確保のため、特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。</p> <p>県医師会、県病院協会等と連携した上で、感染症患者以外の受入を進めること。</p>
	<p>●医療人材派遣 病院・診療所のみ</p> <p>自医療機関の医療従事者への訓練・研修等を通じ、対応能力を高めること。</p>

3 「協定指定医療機関」の指定の同意

留意事項	● 協定指定医療機関の指定について、基準及び同意について確認します。 協定を締結する場合は、併せて、協定の指定の同意をお願いします。
	● 「病床の確保」の項目を締結する場合、 『第一種協定指定医療機関』として指定します。
	● 「発熱外来の実施」又は「自宅療養者等への医療の提供」の項目を締結する場合、 『第二種協定指定医療機関』として指定します。

○ 『第一種』協定指定医療機関

病院のみ

確認した場合「○」を選択	基準
	以下の基準を全て満たしている 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知(法第36条の2第1項の規定による通知をいう。以下同じ。)又は協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。
	第一種協定指定医療機関の指定について、開設者が同意している

○ 『第二種』協定指定医療機関

- 「当該医療機関」の言い換え
 - ・ 薬局⇒「当該薬局」
 - ・ 訪問看護⇒「当該指定訪問看護事業所」

確認した場合「○」を選択	基準
	以下の基準を全て満たしている 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること。 【発熱外来を実施する場合】 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること。 【自宅療養者等への医療の提供を実施する場合】 新興感染症発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知又は協定の内容に応じ、オンライン診療その他の法第44条の3第2項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は法第50条の3第1項の厚生労働省令で定める医療(以下「外出自粛対象者に対する医療」という。)を提供する体制が整っていると認められること。
	第二種協定指定医療機関の指定について、開設者が同意している

- 「医療を提供する」の言い換え
 - ・ 薬局⇒「医療として調剤等を行う」
 - ・ 訪問看護⇒「医療として訪問看護を行う」

4 流行初期医療確保措置（財政支援）

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結項目の、「病床の確保」又は「発熱外来の実施」で、『流行初期』の項目を締結し、『流行初期医療確保措置』の基準を全て満たす場合、『流行初期医療確保措置』の対象となり、静岡県知事からの要請を受けた場合、財政支援を受けることができます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準の該当の有無、基準に該当する場合の診療体制等について、確認します。基準を満たさない場合は、回答不要です

○病床確保 ※基準を満たさない場合は、回答不要です

確認後『○』を選択	基準	病院のみ
	①：新興感染症発生の公表後、知事の要請後原則7日以内に措置を実施すること。	
	②：流行初期から、入院措置を実施するために確保する病床数が 10床以上 であること。	
	③：後方支援を行う医療機関との連携を行うなど、入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築していること。	

全ての項目が『○』の場合、下欄に、診療体制の状況を記入してください



『流行初期医療確保措置』の基準を満たす、病床確保の想定		
項目	記入内容	記入欄
病床数	協定に基づき確保する病床の数、病室の形態 等 ※欄外参照	
設備の体制等	患者の動線、病室の体制 等 ※欄外参照	

※病床数及び設備の体制について、参考資料として、確保予定の病床や動線分離の状況等を記入した図面を、必ず添付してください。

○発熱外来 ※基準を満たさない場合は、回答不要です

確認後『○』を選択	基準	病院/診療所のみ
	①：新興感染症発生の公表後、知事の要請後原則7日以内に措置を実施すること。	
	②：流行初期から、発熱外来の開設時において 1日当たり20人以上 の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の 診療を行うために必要な体制を構築している こと。	

全ての項目が『○』の場合、下欄に、診療体制の状況を記入してください



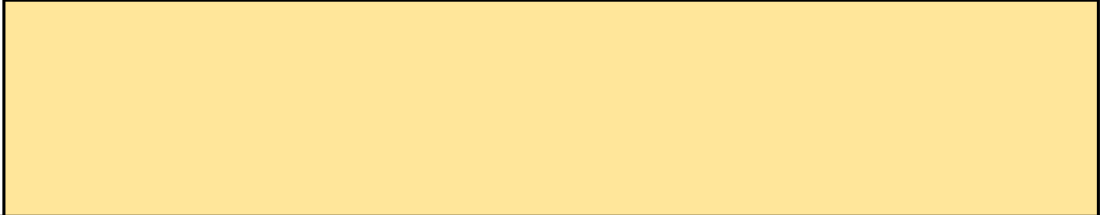
『流行初期医療確保措置』の基準を満たす、診療体制の想定		
項目	記入内容	記入欄
診療日時	「発熱外来」を実施する曜日、時間	
人員の体制	医師、看護師の配置状況等	
設備の体制等	患者の動線、診察室の体制等 ※欄外参照	

※設備の体制について、記入が難しい場合は、「医療機関の診察室、待合室等の図面」、「動線分離等の状況が分かる写真」等の添付でも可
⇒記入欄に「別添資料（診療室の図面）参照」と記入

【別記】 合意しない理由

- 1で『合意しない』を選択した場合のみ、その理由を御回答ください。
- これで、今回の協議は終了となります。

(自由記載) 『合意しない』理由



様式第2号（日本産業規格A4縦型）（第7条関係）

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項の規定に基づき、静岡県（以下「甲」という。）と医療機関名（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

以下のなお書きは、病院・診療所のみ記載

なお、第3条の措置に、検査の実施能力を含む場合は、感染症法第36条の6の規定に基づく検査等措置協定を兼ねるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新興感染症の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別に定める医療措置を講ずるものとする。

（個人防護具の備蓄）

第4条 乙は、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、別に定める個人防護具の備蓄に努めることとする。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条の措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲は、乙に対して、補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、当該感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条の個人防護具の備蓄に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新興感染症が発生した際に当該感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助制度等が創設された場合は、乙に対して、当該補助制度等に基づいた補助制度等を検討する。

以下の第3項は、流行初期医療確保措置の実施が可能な病院・診療所のみ記載

3 甲は、第3条の措置（病床の確保又は発熱外来の実施に限る。）のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として静岡県知事が別に定める基準を満たすものを講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の

同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

（新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新興感染症に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新興感染症に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 乙が、法令に基づき、保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者として、廃止に係る届出を提出した場合、指定の辞退に係る申出をした場合又は指定の取消を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、当該廃止日、辞退日又は取消日を協定期間の満了日とする。

3 第3条の措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条の措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲からこの協定に基づく措置の実施の状況、当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、甲が指定する方法により、速やかに当該事項を報告するものとする。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識をこの協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練にこの協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

(その他)

第11条 この協定に係る具体の手續きについては、甲が別に定めるところによるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 { (開設者)
主たる事務所の所在地※例 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
名称 ※例 医療法人〇〇〇〇
代表者の職氏名※例 理事長 〇〇 〇〇
(管理者)
医療機関所在地※例 静岡県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
医療機関名 ※例 〇〇病院
管理者の職氏名※例 院長 〇〇 〇〇

開設者と管理者が同じ場合は、管理者のみ記載

医療措置協定書（医療措置等の内容）

医療措置協定書第3条及び第4条に規定する「別に定める」の内容は、以下のとおりとする。

医療機関名		締結日：（西暦） 年 月 日	
		最終変更日：（西暦） 年 月 日	

『対応時期（目途）』 の説明	流行初期 （ステージ1～2）	新興感染症に係る発生等の公表が行われてから、 3か月程度
	流行初期以降 （ステージ3）	流行初期の期間経過後から、3か月程度

第3条（医療措置の内容）関係

※本資料は医療措置の全項目を網羅したものです。
実際の協定では、医療機関の種別（病院、診療所、
薬局、訪問看護事業所）により、内容が異なります。

1 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

病院のみ

対応時期（目途）					
流行初期			流行初期以降		
病床の確保の実施 ※			病床の確保の実施 ※		
確保する病床数等	確保する総病床数		確保する総病床数		床
	（うち重症者用）		（うち重症者用）		床
	うち、特に配慮が必要な患者の病床数		うち、特に配慮が必要な患者の病床数		床
	・精神疾患を有する患者用		・精神疾患を有する患者用		床
	・妊産婦用		・妊産婦用		床
・小児用		・小児用		床	
・透析患者用		・透析患者用		床	
・障害児者への対応		・障害児者への対応		床	
・認知症患者への対応		・認知症患者への対応		床	
・がん患者への対応		・がん患者への対応		床	
※病床の確保に関する留意事項 甲からの要請後、2週間以内を目途に即応化すること					

流行初期医療確保措置（財政支援）

・県が定める「流行初期医療確保措置」の基準を満たす場合、「対象」

「流行初期医療確保措置」の対象	
※「流行初期医療確保措置」に関する留意事項 流行初期医療確保措置の基準を満たす場合、流行初期には甲からの要請後、原則7日以内に、措置を実施すること	

2 発熱外来の実施

病院・診療所のみ

(1) 発熱外来の診療の実施

対応時期（目途）					
流行初期			流行初期以降		
発熱外来の実施			発熱外来の実施		
発熱外来の開設時間内における、発熱患者の対応可能な最大人数			発熱外来の開設時間内における、発熱患者の対応可能な最大人数		
人/日			人/日		
患者の範囲	かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）に限定の有無		患者の範囲	かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）に限定の有無	
	小児患者の受入			小児患者の受入	

流行初期医療確保措置（財政支援）

・県が定める「流行初期医療確保措置」の基準を満たす場合、「対象」

「流行初期医療確保措置」の対象	
※「流行初期医療確保措置」に関する留意事項 流行初期医療確保措置の基準を満たす場合、流行初期には甲からの要請後、原則7日以内に、発熱外来を開始すること	

(2) 検査の実施能力

対応時期（目途）			
流行初期		流行初期以降	
検査の実施 ※		検査の実施 ※	
検査（核酸検出検査（PCR等検査））の実施可能な能力		検査（核酸検出検査（PCR等検査））の実施可能な能力	
件/日		件/日	
※検査の実施に関する留意事項 1：自院で検体の採取及び核酸検出（PCR等）の検査を行う場合のみ、該当する（自院で検体の採取のみ行い、PCR等の検査を外部に委託する場合は、該当しない）（抗原定性検査及び抗原定量検査は、該当しない） 2：新興感染症が発生した際に、核酸検出（PCR等）検査の実施に必要な検査試薬等が流通し、医療機関が利用できる状況にあるなど、医療機関の責に帰すべき理由によらず検査が実施できない環境にはないことを前提とする			

3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期（目途）：流行初期以降

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察の実施

実施可能な医療の提供の内容

●『自宅療養者』への医療の提供

訪問看護は、自宅療養者のみ

①	外来診療 【薬局：訪問による服薬指導】 【訪問看護：訪問看護】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
②	電話・オンラインによる診療 【薬局：電話・オンラインによる服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
③	往診 【薬局：薬剤等の配送】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
④	健康観察 ※上記①～③を実施する場合のみ (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	

●『宿泊療養者』への医療の提供

病院・薬局のみ

①	外来診療 【薬局：訪問による服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
②	電話・オンラインによる診療 【薬局：電話・オンラインによる服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
③	往診 【薬局：薬剤等の配送】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
④	健康観察 ※上記①～③を実施する場合のみ (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	

●『高齢者施設等』への医療の提供

①	外来診療 【薬局：訪問による服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
②	電話・オンラインによる診療 【薬局：電話・オンラインによる服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
③	往診 【薬局：薬剤等の配送】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
④	健康観察 ※上記①～③を実施する場合のみ (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	

●『障害者施設等』への医療の提供

①	外来診療 【薬局：訪問による服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
②	電話・オンラインによる診療 【薬局：電話・オンラインによる服薬指導】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
③	往診 【薬局：薬剤等の配送】 (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	
④	健康観察 ※上記①～③を実施する場合のみ (かかりつけ患者（普段から自院にかかっている患者）以外の対応)	

対応可能見込み数（上記の対応内容の合計）
※参考記入：

最大

人/日

4 後方支援

病院のみ

対応時期（目途）			
流行初期		流行初期以降	
後方支援の実施		後方支援の実施	
実施する後方支援の内容		実施する後方支援の内容	
・ 回復患者の転院受入		・ 回復患者の転院受入	
・ 病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入		・ 病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入	

5 医療人材派遣

病院・診療所のみ

対応時期（目途）：流行初期以降			
他の医療機関への医療人材の派遣の実施			
⇒医療従事者の職種ごとに、派遣可能な最大人数を記入			
医師	：	人	うち
			DMAT
			DPAT
看護師	：	人	うち
			DMAT
			DPAT
その他（職種を記入）	：	人	うち
（	）	（人）	DMAT
（	）	（人）	DPAT

第4条（個人防護具の備蓄）関係

乙における個人防護具の備蓄量

品目	備蓄の期間	備蓄量
サージカルマスク	か月分	計 枚
N95マスク	か月分	計 枚
アイソレーションガウン	か月分	計 枚
フェイスシールド	か月分	計 枚
非滅菌手袋	か月分	計 枚（計 双）

年 月 日

静岡県知事 様

医療機関名
管理者名

協定変更申出書

年 月 日付で締結した協定について、内容を変更したいので、以下のとおり申し出ます。

- 1 協定締結した医療機関名等
医療機関名：
医療機関住所：

- 2 変更日
年 月 日

- 3 変更内容

変更事項	<input type="checkbox"/> 法人名、住所 <input type="checkbox"/> 医療機関名、住所 <input type="checkbox"/> 実施内容 <input type="checkbox"/> その他
------	---

変更前	
変更後	

【問合せ先】

担当者氏名	
電話番号	

様式第4号（日本産業規格A4縦型）（第12条関係）

第 号
年 月 日

所在地
開設者

静岡県知事

第一種
協定指定医療機関指定書
第二種

法第38条第2項の規定に基づき、下記のとおり協定指定医療機関に指定したので通知します。

記

- 1 指定医療機関
名称
所在地
指定年月日
- 2 内容
協定書別紙のとおり

担 当：
電話番号：

様式第5号（日本産業規格A4縦型）（第13条関係）

年 月 日

静岡県知事 様

協定指定医療機関
医療機関の所在地
医療機関の名称

医療機関の開設者
住 所
氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、法人
の名称及び代表者の職氏名）

第一種

協定指定医療機関指定辞退届

第二種

以下のとおり、法第38条第2項の規定による第一種協定指定医療機関としての指
定を辞退したいので、法第38条第10項の規定に基づき届け出ます。

辞退理由	
指定辞退年月日	年 月 日

【問合せ先】

担当者氏名	
電話番号	

様式第6号（日本産業規格A4縦型）（第13条関係）

年 月 日

医療機関の開設者 様

静岡県知事

第一種

協定指定医療機関の指定解除通知書

第二種

下記のとおり法第38条第2項の規定に基づく第 種協定指定医療機関の指定を解除します。

記

医療機関	所在地 名 称
解除事由	
解除年月日	年 月 日

担 当 :

電話番号 :

年 月 日

医療機関の開設者 様

静岡県知事

第一種

協定指定医療機関指定取消通知書

第二種

法第38条第11項の規定に基づき、下記のとおり第一種協定指定医療機関の指定を取り消します。

記

医療機関	所在地 名 称
取消事由	
取消年月日	年 月 日

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当：
電話番号：